認定歯科衛生士症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は,
『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス2018』
『歯周病患者における抗菌療法のガイドライン2020（日本歯周病学会発行)』
『歯周病患者における再生療法のガイドライン2023（日本歯周病学会発行)』
『歯周病学用語集　第3版（2019）（日本歯周病学会編)』
『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン 改訂第3版（日本歯周病学会発行)』
『歯周治療のガイドライン2022（日本歯周病学会発行)』
『歯周病と全身の健康（2016）　（日本歯周病学会発行)』
『高齢者の歯周治療ガイドライン2023（日本歯周病学会発行)』
に準じた用語を用いること。

☆令和4（2022）年度申請分より写真アルバムの提出を廃止し、電子媒体の提出のみ受付とさせていただきます。奮って下記の要領で申請ください。
☆カラー印刷したものをスキャンしてPDF化することで、画像の劣化が目立つ資料が増えています。画像の判別が難しいものは申請受付を見合わせることもございますので、留意願います。

１　申請症例選択基準（認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より）

(1) 初診時から，メインテナンスまたはSPT期間を通して担当した歯周炎症例であること。
(2) メインテナンス時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
(3) 症例は，炎症兆候のない症例であること。
(4) 症例は，メインテナンスまたはサポーティブペリオドンタルセラピー（SPT）移行時から，少なくとも6か月以上維持できていること。
(5) 厚生労働省未承認薬・材料・機械などを使用した症例は認めない。

２　資料作成基準（認定歯科衛生士試験施行細則第4条1項より）

(1)　患者の病歴および治療経過の記録は規定通りの書式ファイル(症例報告書)に記入し，初診時，メインテナンスまたはSPT移行時，　メインテナンスまたはSPT時の口腔内写真データのパワーポイントファイルを添えること。また，症例報告書(様式7-1，7-2)にも初診時，メインテナンスまたはSPT移行時，メインテナンスまたはSPT時の3つの時期のデータを記載すること。

(2)　必要な検査内容
・プロービング値(1歯6点計測。ただし，本制度施行前である平成17年4月以前の初診の症例のみ1歯1点計測も可)
・動揺度
・BOP
・PCR
・根分岐部病変

(3)　口腔内写真
・初診時，メインテナンスまたはSPT移行時，メインテナンスまたはSPT時の各時点で，5枚以上(正面観，左右側面観および上下咬合面観)とするが、9枚法または11枚法が望ましい。
・歯周組織の状態が明瞭に判別できる写真が望ましい。
・義歯装着症例に関しては，義歯未装着の規定写真に加えて，義歯装着開始時・メインテナンスまたはSPT移行時・メインテナンスまたはSPT時の義歯装着部位の写真を必要とする。
・ミラー像は全て反転し、実際に口腔内を直視したような形とすること。

(4)エックス線写真**【2024年から正式実施、2022・2023年中は努力目標とします】**
すべての症例において、全顎エックス線写真（デンタル10枚法（14枚法）もしくはパノラマエックス線写真）を添付する。)
添付する全顎エックス線写真は、初診時と最新SPT時の２つの時点での提出とする。ただし、初診がエックス線写真義務化のルールを案内した時期(令和3（2021）年秋季学術大会)より前の場合などは提出できない理由を記載する。

(5)　症例資料
① 口腔内写真およびエックス線写真の提出には,「認定歯科衛生士症例提出用テンプレート」(pptx版)を用いること。テンプレートの枠は位置の目安であり、枠内に収めようと、口腔内写真の縦横比を変えてはいけない。

② アナログ写真をデジタル化する場合には，300dpi以上の画素数でスキャンニングを行うこと
③ それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領で整理すること
④ 写真を組み込んだテンプレートを，「認定歯科衛生士新規症例〇：名前」としてフルネームで保存すること。
⑤ さらに、PDF版に変換したテンプレートも保存すること。口腔内写真は組織の状態が十分に読み取れる状態であることを確認すること。

(6)　申請書類様式および，提出症例の病歴および治療経過の記録用紙
① 日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式(1~8)に入力記載すること
② 様式1~6・8は，記入後，必要箇所に記名・捺印のうえ，スキャンニング，PDFデータ化すること。。
③ 様式7-1、7-2は，JSP-Chart　ver4に提出症例１名分のデータを入力し，7-1検査データ表と7-2検査チャート表を印刷し、歯科医師の記名・捺印のうえ，スキャンニング，PDFデータ化すること。
④ 電子データの提出方法は以下のとおりとする。
Ａ）様式1～6：様式毎にスキャニングすること。
Ｂ）様式7-1・7-2、様式8：症例毎に１つのファイルにまとめること
Ｃ）ファイルの名前は「認定歯科衛生士新規様式〇名前.pdf」、とする
Ｄ）上記Ａ・Ｂ・症例資料をフォルダにまとめて「認定歯科衛生士新規：〇名前」としてオンラインで提出すること

3　注意事項

(1)　口腔内写真の症例番号・イニシャルは，症例報告書(様式6)と同じにし，症例発表するケースを症例1(筆頭)にすること。
(2)　症例中，明らかに説明を必要とするもの(特殊なケース・処置内容・その背景など)は，あらかじめ症例報告書(様式8)の症例中にコメントを記入すること。

4　送付方法

(1) 上記デジタルデータを学会ホームページよりオンラインで提出すること。
(2) 上記デジタルデータを紙媒体にプリントアウトした書類を定められた提出期間に学会事務局宛へ提出すること。なお、提出する際はレターパック、簡易書留、宅配便等、発送記録が追跡できる方法で提出すること。

日本歯周病学会歯科衛生士委員会　作成
2021（令和3）年10月14日改正
2022（令和4）年4月14日改正
2024（令和6）年3月3日改正